

# 住所移転者のみなさんへ

## 新潟県知事選挙の投票について（お知らせ）

令和4年5月29日に新潟県知事選挙が行われます。

最近、住所を異動された方は、投票の場所が変わることがあります。

次の表により、お間違いのないようにしてください。

| 届出の別     |                    | 届出の日                      | 投票場所・選挙の有無 |            |        | 備考                    |
|----------|--------------------|---------------------------|------------|------------|--------|-----------------------|
|          |                    |                           | 新住所地で投票できる | 前住所地で投票できる | 投票できない |                       |
| 転入届をされた方 | 他都道府県から転入された方      | 令和4.2.11以前                | ○          |            |        |                       |
|          |                    | 4.2.12以後                  |            |            | ○      |                       |
|          | 新潟県内の他の市町村から転入された方 | 4.2.11以前                  | ○          |            |        |                       |
|          |                    | 4.2.12以後                  |            | ○          |        | 居住証明書類か引続居住の確認必要      |
| 転出届をされた方 | 他都道府県へ転出される方       | 全期間                       |            |            | ○      | 実際の転出が投票日当日の場合は投票できます |
|          | 新潟県内の他の市町村へ転出される方  | 4.2.11以前に新住所地に転入届         | ○          |            |        |                       |
|          |                    | 4.2.12以後に新住所地に転入届         |            | ○          |        |                       |
| 転居届をされた方 |                    | （市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。） |            |            |        |                       |

（「居住証明書類」とは、引き続き県内に住所を有する旨を証明する内容の書類です。）

（「引続居住の確認」とは、引き続き県内に住所を有することの確認のことです。）

### 注意

- 令和4年2月12日以後、新潟県内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地で投票を行うこととなります。ただし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

また、その際は、いずれかの市町村長が発行する「居住証明書類」を提示するか、投票所において「引続居住の確認」を申請しなければ投票できません。

「居住証明書類」の提示を希望される方は、投票日までに最寄りの市区役所、町村役場の市民課、住民課等に申し出て「居住証明書類」の交付を受けておいてください。

「引続居住の確認」を希望される方は、投票所において、確認の申請をしてください。その際、「居住証明書類」の提示は不要です。

- 新住所地市町村において新潟県知事選挙以外の選挙が行われている場合は、上記の表と異なる取扱いとなる場合があります。
- その他詳しいことは、市区町村選挙管理委員会へおたずねください。